

（午前10時40分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）皆さん、こんにちは。今回の一般質問のラストです。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず一点目は、個人情報保護とマイナンバーです。

マイナンバー制度は、国民の税や社会保障などの個人情報をマイナンバーによって結びつけ活用する制度です。活用する側にとっては極めて効率的ですが、一たび流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪等の危険性を高めることになることには明らかです。国民が利便性を感じるどころか、情報の漏えいや国による個人情報の管理強化に根強い不審と危険を抱いていることは、マイナンバーカードの保持者が今年の3月時点で、対象者の8.4%に過ぎないことから明らかです。

橋本市では、5月末現在で約1割の取得になっています。こういう中、今年から市が企業などに送付する住民税の特別徴収税額通知書に、従業員のマイナンバーを記載する欄が追加されました。しかも、普通郵便でも通知も可能としています。個人情報の漏えいや国による個人情報の管理強化に不審を抱いている人も多い中、橋本市はどういう対応をしたのか、個人情報保護の観点から伺います。

2番目は、トップランナー方式についてです。

トップランナー方式とは、業務の民間委託などで経費を低く抑えた自治体の水準を地方交付税の算定に反映させるものです。平成28年度から学校用務員事務など、16業務を対象にして導入し、平成29年度からは公立大学運営などに業務を追加、総務省はこのトップランナー方式で平成28年から30年度の3年をかけて、導入前、平成27年度と比べ、1,380億円もの地方交付税の削減を見込んでいます。トップランナー方式の導入で民間委託がさらに進むのではないかと懸念されますが、市の基本的な考えを伺います。

三つ目は、非正規職員を正規職員に。

昨年からは幼稚園で3歳児保育が入りましたが、臨時職員が担任を持つクラスもあります。同一労働同一賃金の観点からも、正規職員として採用すべきではありませんか。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君の質問項目1、個人情報保護とマイナンバーに対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）個人情報保護とマイナンバーについてのご質問にお答えします。

マイナンバー制度は、社会保障・税制度など、効率性や透明性を高めることにより、市民の方々にとって利便性の高い、公正・公平な社会の実現に向けた仕組みであると認識しています。

その中で、個人住民税に係る特別徴収義務

者用の税額決定・変更通知書における個人番号の記載については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項及び地方税法施行規則に規定する様式の改正に基づき、平成29年度分の通知より適用しています。

このことを受けて、本市では個人番号を記載した当該通知書を、去る5月に特別徴収義務者である事業者に送付したところです。

また、送付の方法については、地方税法第20条第1項に基づき、普通郵便で送付しました。

なお、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者の理解と協力を得る必要があることから、封筒には、特別徴収関係書類在中の文言に加え、総務省からの通知に基づき、当該通知書の発出時に、個人番号の取り扱いに関する留意事項を記載した文書を同封し、本制度の啓発に努めているところです。

また、個人番号関係事務実施者である事業者、特別徴収義務者は、番号法第12条により、個人番号の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人番号の適正な管理のために必要な措置を講ずることとされており、必要かつ適正な安全管理措置を講じなければならないとされています。

本市においても、本市が保有する特定個人情報保護については、番号法第32条に基づき、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な措置を講じなければならないとされており、平成27年9月議会で個人情報保護条例を改正し、その措置を講じているところです。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）では、まずはじめに、このマイナンバーというのが個人にとって、

非常に重要なものであるといいますか、人に知られたくないと思う方もいらっしゃるという、大変重要なものという認識をまず持つておられるかどうか、お聞きいたします。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）議員おたなしのとおり、個人番号については、非常に大切なものだと考えております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）大切なものであるという認識はあるということなんですけれども、このマイナンバー、最初に全国民に通知する際には、書留郵便を使って一人ひとりに届くようにされました。確かに、事業者の方は税金の関係で、従業員のマイナンバーを収集管理しなければならないんですけれども、従業員の方が自分は知られたくないということで拒否することもありますし、それは今のところ認められております。事業者が実際には従業員のマイナンバーを知らない人についても、市のほうが全部記載をして発送していると。その辺が一点。

また、普通郵便で送ったということでは、普通郵便ですからポストにそのままぼんと入れるだけですので、いくら重要とかが書いてあったとしても、それがほかの人の手に入らないとは限りません。そういう扱いをしたということは、いくら条例とかをつくってあっても、個人情報の保護の観点からいえば、かなり大切なものという認識がある割には、非常に扱いが粗雑だったんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）まずはじめにご質問のあった個人番号を記載する理由というか、法的根拠を申し上げます。

これについては、番号法第19条第1号の規定により、個人番号利用者、利用事務実施者、

または、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、本人もしくはその代理人または個人番号関係実施者に対し、特定個人情報を提供することができるとなっております。この規定に基づいて、特別徴収に関する事務においては、個人番号利用事務実施者である市区町村、橋本市の場合、地方税法第321条の4第1項の規定及び地方税法施行規則、先ほど申し上げたとおり、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することになってきます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）法律に基づいて実施されたということなんですけれども、実際にいろいろなところが、やっぱりこのマイナンバー、情報が漏れるんじゃないかという不安もありますので、いろんなことをされております。共通番号要らないネットというところがありまして、そこも総務省にいろいろな申し入れとか、質問をされております。

その中で、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知に記載すべき個人番号の記載をしない場合、総務省からの回答が、地方税法上の罰則はないというふうな回答が得られております。実際に、いろんな調査の結果なんですけれども、東京都であるとか、埼玉県、大阪府などの多くの自治体では、記載せずに送っています。お隣の河内長野市でも記載をしております。東京都の中野区では、普通郵便では漏えいのリスクがある。また、簡易書留で送ると、郵送料の負担が増大すると自治体で判断をして、記載せずに送ると判断をされました。また、名古屋市も情報漏えいの危険性や厳格な管理を求められる事業主の負担の大きさなど、多くの懸念の声を受けて、記載しないと決定をいたしました。また、鶴岡市では、特別徴収税額通知書を返還した事業所が

あるんですけれども、そこに対して、番号不記載の決定通知書の写しを再交付するというふうな決定もされております。

やはりさっきも言いましたけれども、従業員が番号を提供していないのに、市が勝手に事業者に教えるのは、労使関係に悪影響が出ると。従業員の方本人は事業主さんに知らせていないのに、何で事業主さんが知っているんだということですね。番号管理の押しつけであり、事業者にとっては過大な負担になる。管理するにはかなりいろいろな措置をとらないといけませんので、本当に事業主さんにとっては、大きな負担になっていると思います。本人の断りもなく番号を事業者に知らせるのはプライバシー権の侵害だということで、鶴岡市はこういう決定をされております。要は、自治体が市民の立場に立つか、国の言う通りにするかという、そこが問われているんだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）先ほどおたいただいた質問で、答弁もれがございました。なぜ簡易書留というお話をいただいていたかと思うんですけれども。

○議長（岡 弘悟君）なぜ普通郵便で送ったのかという質問です。

○市民生活部長（田中忠男君）これについては、各市区町村の判断により適切な郵便方法で送付するということが、国のほうからも通知されております。

以上です。

それと、今いただいたご質問なんですけれども、記載するしない、これについては記載しない自治体も数多くあるというのは私も存じております。これについてはマイナンバー制度、先ほどもお答えしたとおり、効率性や透明性を高めることにより、市民の方々にとって利便性の高い、公正・公平な社会の実現に

向けて法律が制定されております。その中で、特別徴収義務者と市区町村との間で正確なマイナンバーを共有することができるよう、番号法及び地方税法の規定により、特別徴収税額通知書、これにマイナンバーを記載することとなっており、一部不記載とすることは認められておらず、市町村にその裁量権はないと考えております。本市では、法令遵守という観点からも記載しているところでございます。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） 具体的なことはちょっとわからないんですけども、橋本市ではなかったんかもしれませんが、京都市のほうでは、普通郵便で送られたんです。その中で、第三者に知り得る状態になる事案が2件発生したと。実際に漏れるようなことが起こったということで、記載中止を共産党の京都の市議団が市に申し入れたということもあります。

いくら普通郵便で認められているからといって、情報が絶対漏れないという保障はないと思うんです。むしろそれならば、記載をしないことは求めているんですけども、書留で送るだけの予算を国が出せということぐらひは、自治体としても言うべきではないかなと一つは思うのと、それと、今年はまだ通知を出されてしまっていますけれども、来年については法令遵守と言われましたけど、先ほども言っていますように、どちらかというと市民とか事業主にとっては負担が重くなって、それよりも自分の情報が漏れるんじゃないかという不安のほうで、今でいえば大きいと思うんです。そういう声に真摯に向き合って、来年は番号の記載をしないということを求めたいんですが、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君） 市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君） 今ご質問いただいた中で、書留ということになれば、概算

170万円程度の市の負担が増えていくということになります。これらについては、国やほかの自治体の動向、これらを注視していきたい。また、郵便代に係る補助制度の創設ということについても、国や県に今後要望していきたいと考えております。

また、来年以降どうするかということについては、今年度同様、法令遵守という意味でも記載していきたいと考えてございます。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） 法令遵守と言われますけれども、実際に記載しなかった自治体もあることですし、やっぱり市民の立場に立つかどうかということやと思うんです。再度、来年度は記載しないことを求めて、1番は終わります。

○議長（岡 弘悟君） 次に、質問項目2、トップランナー方式に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君） 地方交付税の算定におけるトップランナー方式の導入を踏まえた、今後の民間委託についてお答えします。

議員おただしのおり、地方交付税のトップランナー方式は、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、地方交付税の単位費用の積算に反映させることで、自治体全体として歳出の効率化に向けた取り組みを促す側面を持っています。

平成28年度で導入された16項目については、本市におきましては、本庁舎の清掃や警備、案内・受付業務等の民間委託、体育館やプール等施設管理業務の民間委託や指定管理者制度の導入、情報システムのクラウド化等、既に大部分の項目でトップランナー方式に該当する業務改革は実施済みとなっています。

今後、民間委託等の導入に際しては、これ

までも行っているように、トップランナー方式に挙げられた項目は参考にしつつも、事業や業務の内容を精査し、市民サービスの向上を図る上で最も効率的・効果的な実施主体はどこか、総体的にコストの縮減が図れるか等の視点に基づいて決定してまいりたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） トップランナー方式ということで、既に橋本市では、該当する業務改革が大部分実施済みということですが。そもそも地方交付税は、国民が全国のどこに住んでいても、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活、憲法第25条ですけれども、これが営めるように、地方自治体の財源を保障する機能を持っている。これに間違いありませんか。

○議長（岡 弘悟君） 財政課長。

○財政課長（小原秀紀君） 地方交付税につきましては、税の不均衡を是正する、財政調整機能、それと、どこの自治体でも標準的な財政サービスを受けることができる財政保障機能という機能がありますので、議員が言われるとおりでと考えております。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） このトップランナー方式というのは、民間委託などで経費を削減した自治体に合わせた交付税の水準にすることです。結局、地方交付税の削減につながるということで、間違いありませんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 財政課長。

○財政課長（小原秀紀君） 平成28年度の交付税から16項目ですか、採用されておりました、それに基づきまして、国のほうの交付税算定での単費用という基礎的な費用の算定額です

けれども、そちらのほうの費用について、トップランナー方式に基づきまして既に民間委託を基準に単価のほうが設定されておりますので、平成28年度において、市のほうで概算で試算しましたところ、だいたい1,800万円程度交付税が前年に対して減っているというふうな状況になります。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） 橋本市は大部分済んでいるということなんですけど、別に平成28年度でしたわけじゃなくて、今までいろいろな形で行政改革ということでやってきた結果だと思えます。それで、職員の削減であるとか、いろいろ民間委託にすることによって、実際に市民へのサービスが増えたのかどうかということでの検証とかもきっちりやられたかどうかというのもちよっと疑問はあるんですけども、何年もかけてやってきて経費を削減したものが、新たにこのトップランナー方式というものが導入されたことによって、今のお話でしたら、28年度だけで1,800万円の交付税が削減されたということは、結局、今までの努力は何だったのかということにならないでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 財政課長。

○財政課長（小原秀紀君） おっしゃられるように、行政の運営の効率化、民間委託等を進めて、せつかく財源を浮かしてほかのサービスに充当してきた財源が、今回のトップランナー方式で既に交付税で減らされるということですので、その努力といいますか、そういった浮いた財源が失われていくというふうなことは十分考えられます。

それと、行政運営の効率化、民間委託等が進んでいない自治体においては、そういった削減をされることによって、やはり民間委託を無理に進めてしまう、そういったことも考えられると思います。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今、国のほうでは、このトップランナー方式だけじゃなくて、行政窓口を外部委託する、自治体の窓口業務を地方独立行政法人に外部委託できるようにすることを柱にした、改定地方自治法がもう既に成立しております。あと、基金がたくさんたまり過ぎていてはないかというような話も出てきております。国は地方自治体に対して、いわば攻撃をかけてきているんじゃないかなと思うぐらいのことが次々に起こってきているんですけども、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 財政課長。

○財政課長（小原秀紀君） トップランナー方式の導入によりまして、先ほども言いましたけれども、本来、自由に使える財源が交付税によって削減されているという部分もありますし、先ほどの地方自治法の改正による独立行政法人法の改正で、窓口業務ですかね、そこら辺が新たな業務で拡大されたんですけど、それについては橋本市は独自で取り組むのは難しいかと思うんですけども、このトップランナー方式については先ほども言いましたように、自治体に対する影響が大きい。特に地理的な条件ですとか、人口規模、それと経済状況、各自治体違いますので、そういった各自治体の違う部分を、一つの基準で切ってしまうとといいますか、設定して交付税で反映していくということですので、若干、そういった制度設計自体、もうちょっときめ細やかな制度設計が必要ではないかというふうには考えております。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今も窓口については難しいのではないかというお話もあったんですけども、あと、このトップランナーの16項目だけじゃなく、次から次へとまた増えてい

くんですけれども、その中に図書館や公民館とかの民間委託であるとか、学校用務員事務なども含まれております。今現在は、とりあえず直営でやっておられるんですけども、こういうものについては、直営で続けていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 阪本議員の質問にお答えをします。

大変難しい問題なので、これ、財政課長に答えさすわけにもいきませんので、お答えします。基本的に、窓口業務の話も実は市長会のほうで総務省の担当からお話を聞かせていただきましたけれども、果たしてそれができるんかという問題も、財政課長が言いましたように、逆に、窓口業務を委託することによって、先ほどマイナンバーカードの問題もありましたように、守秘義務的なことが守れるのか。例えば、虐待で、橋本市は虐待の人を守るということで、住民票を出さないというふうなこともやっています。

それぞれの判断というのは、やはり市町村がやるべきことであるので、その辺についても十分検討しながら、それに乗っていくかどうかというのは、たしか33年やったかな、ぐらいのスタートになるというふうに聞いておりますので、それまでに十分協議をしていきたいと思えますし、公民館とか、図書館とかというのも、一時、武雄市で市議会のほうから、あそこの図書館はいいよというような話を、私が来た当時はかなり言われていたんですけど、問題が出てきたらその話がなくなったということで、いろいろあると思うんです。

やっぱりその中で、本当にそこが民間にすることがいいのか悪いのかというのは、やっぱり市で判断をしていく必要があるのかなと

いうふうに思いますし、先日の11番議員の質問の中にもありましたように、市民会館、産文、プールというお話もありましたけど、そしたら、そこで公共性というのが守られていくんか。そして、今スポーツ振興公社に委託をしていますけど、やはりその経費がほんまに安くなるのか、やってみたらどうやというような簡単な問題ではないというふうに考えていまして、その中でやはりこれはどういう効果があるのか、どれだけの経費が削減できるのかというふうなものをしっかり見ながら、市民会館で民間委託して民間の行事ばかりやり出して、市民の行事ができなくなるというのも本末転倒ですし、これからやはり費用対効果、そして、公共性というのをどのように守っていくかという議論をしていく必要があるのかなというふうに思います。

トップランナー方式というのも、確かにある意味、費用削減という部分では効果があったのかなというふうに、そこを見直すという部分では効果があったのかなというふうに思いますが、交付税が減ったというのも事実でありますので、その辺もこれから十分、今の橋本市の課題はいかに財源の確保をしていくかというのが財政健全化の中で大変重要な案件になってきていますので、まだこの先5年ぐらいは相当苦労するとは思いますが。その部分については、日本共産党は国政政党でありますので、もっともっと国への働きかけを強化していただければというふうに思います。いくら市に言われても、私たちにとっても限界がありますし、私ども常々、前回も特別交付税を減らさんというので、結構確保できた部分もありますので、私としてもそういう動きはしますけども、やはり国政政党の日本共産党としても、橋本市、いや、多分、市町村全部困っていることは共通やと思いますので、政党としての国民生活を守るという

意味での取り組みをもう少ししっかり、積極的にやっていただけたらなというふうに思っています。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）お言葉ではございますが、国会では幸いなことに、議員も増やしていただくことができ、いろいろなところで質問する機会があつて、自治体の問題についてもしっかり質問もしていますし、法案についても反対をしておりますが、残念なことに数の力で負けてしまっております。でも、自治体の財政を守るということでは、行政も共産党も同じ立場でやっていけると思いますので、今の市長の答弁で費用対効果も言われましたけど、公共性のことも大事にするというふうにおっしゃいましたので、ぜひその辺はしっかりと、国から言われたからといって負けずに頑張っていっていただきたいなと思います。

2番を終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、非正規職員を正規職員に、に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）非正規職員を正規職員に、とのご質問にお答えします。

ご質問のとおり、公立幼稚園では、昨年度から3歳児保育を開始しました。これにより、平成29年度当初の公立幼稚園児は、紀見幼稚園が3歳児10名、4歳児10名、5歳児12名の計32名、柱本幼稚園が3歳児4名、4歳児7名、5歳児7名の計18名、境原幼稚園が3歳児3名、4歳児8名、5歳児4名の計15名、学文路幼稚園が3歳児1名、4歳児3名、5歳児3名の計7名、清水幼稚園が3歳児4名、4歳児2名、5歳児2名の計8名、市全体では3歳児22名、4歳児30名、5歳児28名とな

っており、幼稚園教諭18名のうち、柱本幼稚園、境原幼稚園、清水幼稚園に各1名の非正規職員が配置されています。

地方公務員の任用は、主に地方公務員法により行われていますが、国では平成28年7月以降、民間における同一労働同一賃金の動向を踏まえ、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会において、任用制度の運用・見直し等が検討され、同年12月、制度改正等への提言がまとめられました。

今後、今回の提言や国等の動向を踏まえ、適切に対応していく必要があると認識していますが、本市では、12番議員のご質問でもお答えしたとおり、新たなこども園の整備計画があり、非正規職員の正規職員化は困難な状況ですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今年から幼稚園では、校務員も全園で廃止になっております。それで、いろいろ職員名簿とかを見ている中でこのことに気がついたんですけれども、よくよく調べてみれば、昨年度から臨時の職員が担任を持つということが行われておりました。本来、1年間必要な部署といいますか、パートには、その場所には、正規職員を配置すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）正規職員につきましては、答弁の中でも申し上げましたとおり、こども園計画を現在進めておりますので、その進捗状況を見ながら、正職員の管理というのをしていかなざるを得ない状況でございまして、そういう意味から、現時点、正職

員で対応するようにしていくというのは困難な状態ということでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今の私の質問は一般的なことだったんですけれども、そうしましたら、民間委託がなければ正規職員を採用していた、幼稚園においてはですけども、ということでもよろしいのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）結果的には、そういうふうな見方もできるかもしれませんが、現状は、実際こども園計画というのが進んできて、その進捗状況を見ながら判断していく現状にあるということでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今のは、幼稚園の話でそういうことなんですけれども、幼稚園に限らず、保育園にしても、ほかの部署にしても、正職員の方が退職された後に、正規職員で補充するんじゃなくて、非正規の方で補充しているというか、補っているというところはたくさんあると思うんですけれども、そういう意味で、本来は1年間必要な、そこの部署に人の配置が必要なところには正規職員を配置するべきではないかと質問したんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）正職員につきましては、合併後、定員適正化計画などに基づいて、段階的に職員数を減らしてまいりました。基本的に、これから人口減少していく、縮小化していく右肩下がり時代の中では、やはり正職員の採用というのは慎重に行っていかなければならない、こういうふう考えております。ですから、将来、先の姿も見た上で計画を立てていき、臨時的な職員を配置していくというような方向性で考えております。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） 全体的な職員定数の問題とかでということだと思んですけども、そのときに正規職員ではなくて、そのところに非正規職員を配置する基準というのは、どういうものでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君） 明確な基準というものはないわけなんですけど、やはり今、現行の体制に対して、あるいは翌年度、あるいはそれ以降のやっていくべき政策、あるいは施策というのを勘案した上で、職員の定数計画を立てていくということになります。

ただ、先ほども少し申しましたが、正職員についてはこれからも減じていく、そういう方向でいるところがございます。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） またちょっと幼稚園のほうに戻るんですけども、私の理解では、臨時職員というのは半年雇用。担任を持つということは1年間、そのクラスの責任を持つということになると思うんです。臨時であっても、別に資格も持っておられる方が担任になっておられるんだから、仕事の中身がどうのこうのではなくて、行政として、半年雇用である臨時職員を担任として採用するということは無責任ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君） 臨時職員の担任という点でございますけれども、まず、業務の内容のお話の部分では、その業務を遂行できる方ということでまず採用しておるという点。それと、期間につきましては、実質上、6カ月の任期で1回更新して、1年間をお願いしているというふうなことで、1年間という期間をクリアしているという現状でございます。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） 現状は、幼稚園とかに限らずいろんなところで、実際は1年間であるとか、3年間であるとか、いろいろ継続して雇用されていると思うんですけど、でも、現状は現状、でも、臨時職員は一応半年雇用という建前がある中で、1年間必要な場所に最初から臨時を充てるとするのは無責任じゃないかと思うんですけども、そうは思われませんか。

○議長（岡 弘悟君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君） 基本的には、議員おただしの趣旨から、担任は1年間ということで、1年間の雇用期間の者であるべきとは思いますが、そうあるべきだとは思いますが、保育園も幼稚園も現在、新たな採用の原則といたしまして、臨時職員から採用していくというふうな手法をとっておりますので、そういうふうに臨時職員で採用をさせていただいて、現下としては、現場の実態からもう一回更新して1年間というふうな、そういうふうな対応をせざるを得ない状況ということでございます。

○議長（岡 弘悟君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） いつからそういうルールになったのかというのが一つと、橋本市一般職非常勤嘱託職員の雇用に関する規則というのを読みますと、第2条で、次に掲げる場合において嘱託職員を雇用することができるのとあります。その中でも、3番目、専門的知識又は専門的技能を必要とし、一般職の職員の配置が困難であるときとあるんです。ここには、幼稚園教諭の資格であるとか、保育士の資格ということも含まれているのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君） 今おただしの嘱託に関する定めの中で、その専門職の部分

について、当然、保育士とか幼稚園教諭の部分も含まれております。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長、答弁もれです。いつからそうになったのか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この取り扱いについては、ちょっと詳細には把握しておりません。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）私の記憶では、最初、幼稚園はちょっとわからないけど、保育士に関しては、嘱託からも採用されたという方もいらっしゃると思うんです。それは二十数年前の話なんですけれども、それが一体いつ、まず臨時で採用してというふうになったのかというのが知りたいんですけども、また、なぜそうになったのかということが知りたいんですが、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）確かに二十数年前にそういう事例があったということは私も聞きましたけども、そうなった理由、それと、いつから今のように変わったかということについては、すいません。まず、なぜそのときにそうになったのかということについては、ちょっと現時点でははっきりとはわからない。恐らく推量ではございますけども、当時の市長部局と教育委員会部局の考え方の違いではあったのかなという、そういうところも考えられます。

もう一つが、今のような、先ほどもちょっとあったんですけども、最初は臨時職員からという、そういうようなことについては、私が知る限りはそういうような、最初は臨時職員ですね、基本的にそういう民間などの経験されて、公務職場へ入ってくるということですので、やっぱりそこでまず公務職場というところを経験していただくということ、それ

を見た上でその任用するポストがあいたときに、いわゆる職責の高いポストがあいたときに、試験の上、嘱託として採用されたという、こういうケースというのは保育所のほうでもございますので、今もそういうふうな、保育所においてはそういうような形で運用されているというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）公務職場を経験するというでということなんですけれども、先ほども言いました嘱託職員の雇用に関する規則の第2条第3項、これは保育士さんも幼稚園教諭も当てはまるということですので、それからいえば、まずは公務職場を体験、経験をしてというその理由づけというのは、おかしいんじゃないですかね。ほかの専門的な技能を持っている方では、臨時を経験せずに嘱託で、実際年度末なんかでも、嘱託職員の募集とか、臨時職員の募集とか、いっぱいホームページに出ますけれども、その中でも最初から嘱託職員の募集というのもありますし、保育士と幼稚園の教諭に限って臨時を経験しないといけないというルールは、そもそもおかしいんではありませんか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）ちょっと言葉足らずなところがあったんですけども、私はイメージしているのは、幼稚園であるとか、保育園の職場をイメージしてお話をさせていただきました。確かに専門的な技術が必要という部分については、そういう試用といいますか、臨時職員ということなしに、嘱託で採用しているケースというのはもちろんございます。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長、阪本議員の質問は、専門的な分野で嘱託を最初から採用しているのは事実としてわかっているんですけども、そういう教育現場、幼稚園とか保

育園も専門分野に含まれるのであれば、臨時からではなくて嘱託で最初から雇ってもいいんじゃないのかという質問です。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)私のほうから、言い方は違うんですけども、同じ内容になるかと思うんですが、特に教育、保育の職場におきまして、資格を持っている、いわゆる専門職だということで採用いたしましても、いわゆる、うちの本市の教育、保育のサービス提供の仕方、あるいは、園の方針等々もございます。それと、その方の能力自体が実際、一定期間その場で勤務していただいて判断したいという、そういうような趣旨から、公務職場初めて来られたときということにつながるのかなというふうに、ご理解をよろしくお願いします。

○議長(岡 弘悟君) 8番 阪本君。

○8番(阪本久代君)全然納得はできません。しかも、臨時から嘱託へは年に1回あるとは限らない、たまにというか、何年かに1回ぐらい試験があるというふうに聞いております。希望者を募ってということで、しかし、いく

ら嘱託が1年雇用だといっても非正規には変わりありませんので、今のように幼保一元化5カ年計画がずっと残っている中では、いつ雇いどめになるかわからないという状況の中で、なかなか嘱託試験を希望する方そのものも少ないというふうにも聞いております。

それにしても、今までの答弁で、なぜ保育や幼稚園に関してのみ、まずは公務職場を経験してということが必要なのかということは納得できません。少なくとも今後は、担任、担任というか、1年間必要であるという場合については、臨時からじゃなくて、嘱託職員で採用していただきたいということを言って、終わりにします。

○議長(岡 弘悟君) 8番 阪本君の一般質問は終わりました。

○議長(岡 弘悟君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(午前11時35分 散会)